

## 新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策

補正額 33,000千円

現在実施している支援策に加え、長引く新型コロナウイルスの影響を受ける飲食関連事業者等、市内事業者への支援を拡大する。

### 対策1 飲食業

3～5月の大勢での会食の自粛による影響を受けた飲食業者を支援

給付額 10万円 × 対象事業者 約300事業者 = 30,000千円

### 対策2 事業再構築促進補助金

ウィズコロナの経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す事業を支援

補助額 50万円 × 20事業者 = 10,000千円

### 対策3 大規模宴会場を有する事業者等

飲食業と同様に影響を受けた大規模宴会場を有する事業者等を支援

対象：大規模宴会場を有する事業者等 = 10,000千円

### 対策4 飲食関連事業者

飲食業と継続的に直接取引のある事業者を支援

飲食店へ直接かつ反復継続（1店舗に対し概ね月1回程度以上）して、利用者に提供される飲食料品や消耗品等（おしぼりなど）を販売又はレンタルしている岩見沢市内に事業所を有する事業者

給付額 10万円 × 対象事業者 約100事業者 = 10,000千円

### 対策5 融資制度の拡充

「新型コロナウイルス対策資金（長期）」の保証料の3/4を補給

※ 借入額 10,000千円 融資期間7年とした場合

補給額 254,100円 × 130件 ÷ 33,000千円

<財源> 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国10/10）

実施中  
(第3回臨時会で補正済)

実施予定  
(第3回臨時会で補正済)

補正  
第2回定例会  
追加提案

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

補正額 21,000千円

社会福祉協議会による緊急小口資金等の特例貸付を限度額まで借りた世帯等に対して、新たな就労や生活保護の受給に移行する間の支援として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。

支給対象	以下の要件を全て満たす世帯（ただし、生活保護受給世帯は除く） ⇒80世帯 ・ 緊急小口資金等の特例貸付が限度額に達している世帯 ・ 生活保護受給世帯に近い水準の収入で、預貯金が100万円以下等の世帯 ・ ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請をしている世帯							
支給額等	<table border="0"> <tr> <td>単身世帯</td> <td>: 6万円/月</td> <td rowspan="3">} × 3か月支給（申請受付：7月～8月）</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>: 8万円/月</td> </tr> <tr> <td>3人以上世帯</td> <td>: 10万円/月</td> </tr> </table>	単身世帯	: 6万円/月	} × 3か月支給（申請受付：7月～8月）	2人世帯	: 8万円/月	3人以上世帯	: 10万円/月
単身世帯	: 6万円/月	} × 3か月支給（申請受付：7月～8月）						
2人世帯	: 8万円/月							
3人以上世帯	: 10万円/月							
補正額	21,000千円（支援金19,500千円、事務費等1,500千円）							
財源	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（国10/10）							

補正  
第2回定例会  
追加提案